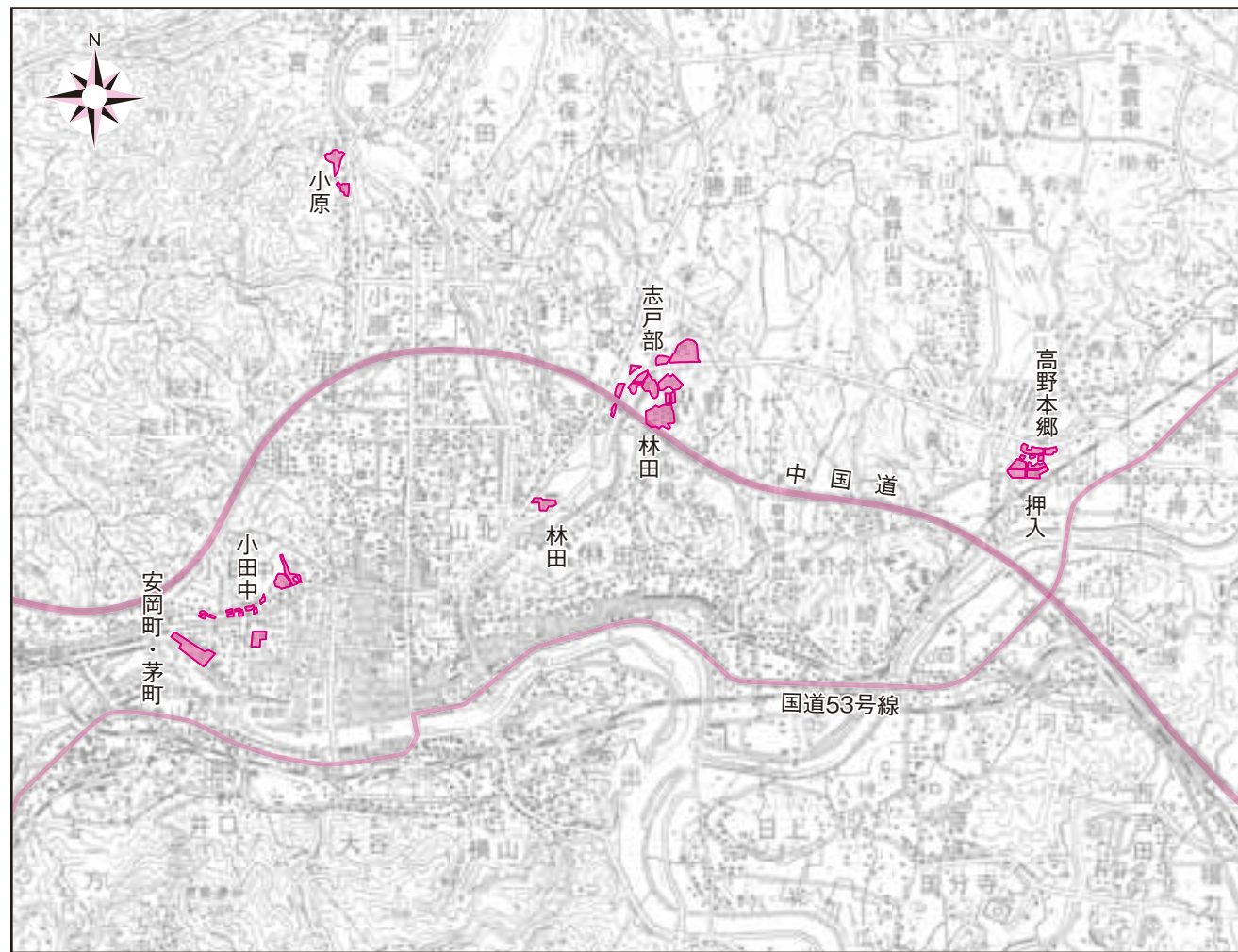
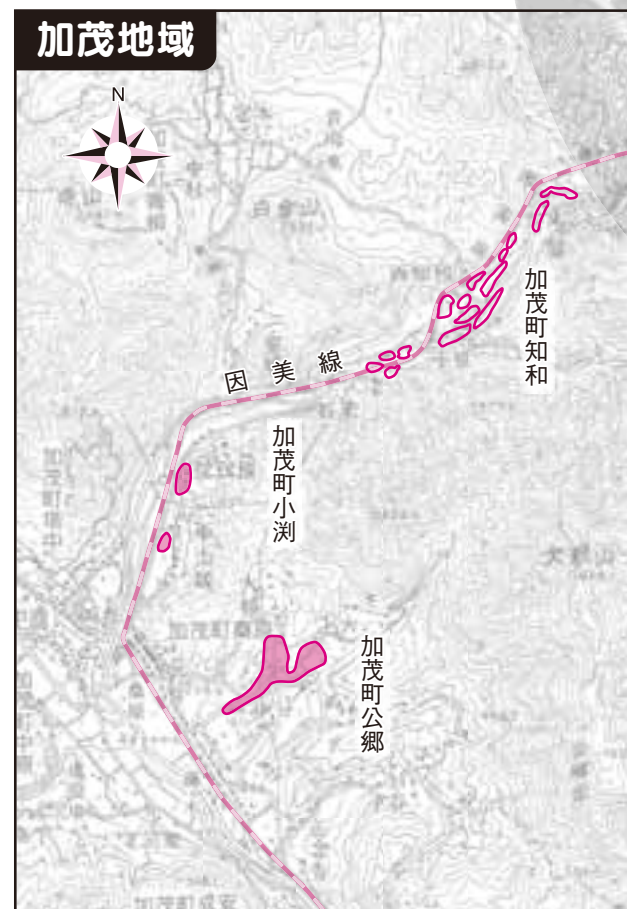




さらに**拡大**しました!

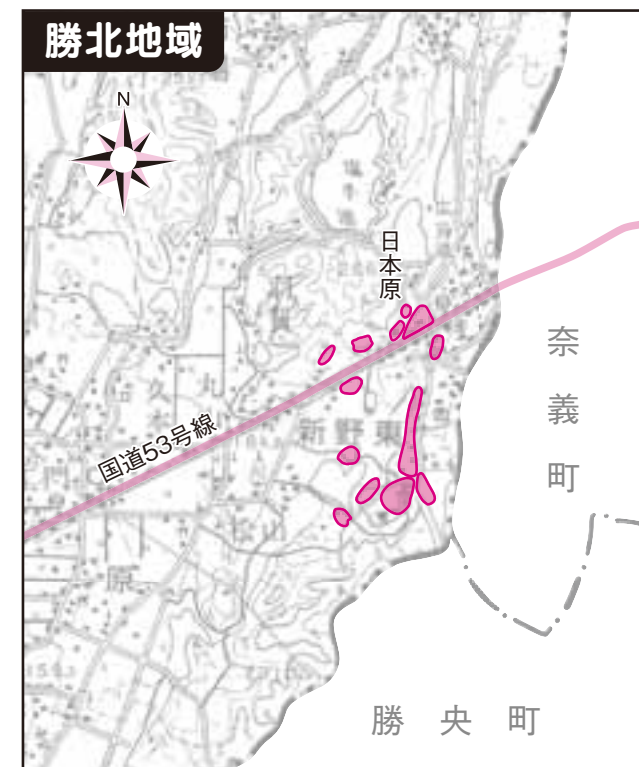
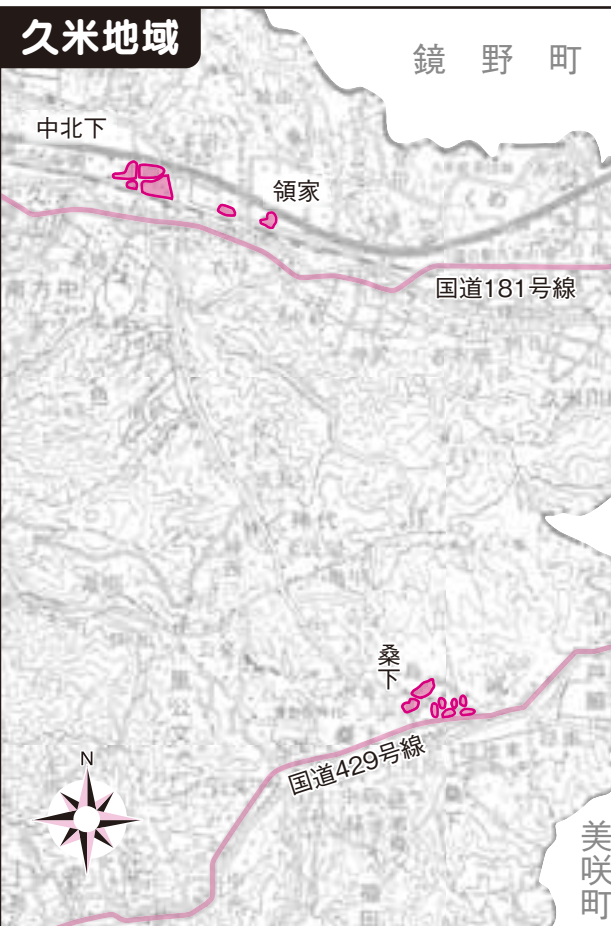


下水道使用可能区域

市では、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的とし、下水道の整備を進めています。昨年度の工事により、次の地区で新たに下水道が使えるようになりました。下水道使用可能区域では、下水道への接続が法律で義務付けられます。接続工事の費用は自己負担となりますが、使用可能区域に住む人は、1日も早く接続するようお願いいたします。

凡 例

● 公共下水道区域 ● 農業集落排水区域



融資あっせん制度を ご利用ください

この制度は、市が市内の金融機関に融資のあっせんを行い、水洗トイレへの改造や排水設備工事の資金を低利で用意していただくものです。

水洗便所改造資金

公共下水道と農業集落排水の処理区域内で、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事（浄化槽を撤去して下水道などに接続する工事を含む）の資金を借り入れることができます。ただし、下水道が接続可能となつて3年以内であること

限度額 80万円
利率 年2・7%（平成20年度）
※供用開始後1年以内の施工は無利子

合併処理浄化槽改造資金

公共下水道事業・農業集落排水事業認可区域以外の専用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住用としている建物）で、現在、くみ取り便所や単独処理浄化槽を使用している人が合併処理浄化槽に改造工事をする場合、その工事資金を無利子（平成20年度）で借り入れることができます。ただし、合併処理浄化槽設置整備事業において、補助の決定を受けた人

返済要件

- ① 市税などに滞納が無いこと
- ② 自己資金のみでは、資金を1度に負担することが困難な人
- ③ 融資を受けた資金の返済能力があること
- ④ 同居者を除く連帯保証人が1人居ること

問い合わせ先 下水道課 32・2100